

阿賀野市認可保育施設入園選考基準

（令和5年度入園）

1 選考方法

- (1) 入園選考は、入園申込をされた方で「新規」扱いとなる児童を対象とします。
- (2) 保育のできない理由・状況に応じた基準点と家庭の状況に応じた調整点を合計した点数で優先順位を決定し、入園承諾します。なお、基準点は父母それぞれの状況で算出し、どちらかの低い点数を適用します。
- (3) 合計点数が並んだ場合は、優先度合判断基準により決定します。ただし、年少以上児は希望する保育園・認定こども園の所在地と同じ小学校通学区域内に住所を有する場合は、優先的に入園承諾します。

2 選考基準

種別	保育のできない理由・状況	基準点
就労・就学	月150時間以上働いている	10
	月120時間以上働いている	8
	月80時間以上働いている	6
	月48時間以上働いている	3
傷病・障害	病気又はけがにより入院している、要介護4以上の認定を受けている、身体障害者手帳1,2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳の交付を受けている	10
	病気又はけがにより通院している、要介護3の認定を受けている、身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けている	8
	要介護2以下の認定を受けている、身体障害者手帳4級以下、精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けている	6
	入院・通院、要介護認定、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けているものと同程度の診断を受けている	3
親族の介護・看護	病気又はけがにより入院している、要介護4以上の認定を受けている、身体障害者手帳1,2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳の交付を受けている親族を介護・看護している	10
	病気又はけがにより通院している、要介護3の認定を受けている、身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けている親族を介護・看護している	8
	要介護2以下の認定を受けている、身体障害者手帳4級以下、精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けている親族を介護・看護している	6
	入院・通院、要介護認定、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けているものと同程度の診断を受けている親族を介護・看護している	3

出産前後	産前産後8週間の期間にあって、出産の準備又は休養を要する	10
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている	10
虐待・DV	虐待やDVのおそれがある	10
育児休業	既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である	2
求職活動	求職活動を行っている	1
その他	上記に類する状態として認められるもの	1~10

3 調整項目

家庭の状況		調整点
ひとり親世帯である	同居の祖父母はいない又は同居の祖父母は65歳以上である	10
	65歳未満の祖父母と同居している	6
生活保護世帯である		6
児童に対する保護の必要性が関係機関で確認されている		6
父母のどちらかが単身赴任している		6
入園を希望している児童が第3子以降である		4
阿賀野市の保育施設に勤務している保育士・保育教諭・看護師である（6時間以上勤務）		10
阿賀野市の保育施設に勤務している保育士・保育教諭・看護師である（6時間未満勤務）		5
同一の保育施設に兄弟姉妹が入園している（求職中以外の場合）		7
同一の保育施設に兄弟姉妹が入園している（求職中の場合）		1
児童に障害がある（障害のある兄弟姉妹がいる）		2
複数人の兄弟姉妹が同時入園を希望する		1
育児休業から復帰をする		1
就労していない65歳未満の同居親族がいる		-5
保育料の滞納がある		-5

4 優先度合判定基準

1	選考基準の点数が大きいほうを優先する
2	保育の協力者（同じ市内に居住する祖父母等）の有無
3	養育する小学生以下の子どもの人数
4	希望する保育園との近接性
5	過去における保育料の未納の有無